

## 教育行政の「大綱」と国の教育振興基本計画の参酌すべき基本的な方針について

### 1 「大綱」に関する規定

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

### 2 国の教育振興基本計画に関する規定

- 教育基本法第17条第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### 3 国の教育振興基本計画の計画期間

第1期教育振興基本計画      平成20年度～平成24年度（5か年間）

第2期教育振興基本計画      平成25年度～平成29年度（5か年間）

### 4 「参酌すべき基本的な方針」

国の第2期教育振興基本計画においては、主に第1部、及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。

## 第2期教育振興基本計画の概要

### ○ 計画の考え方（前文より）

- ・ グローバル化の進展の中で、産業空洞化や生産年齢人口の減少などの深刻な諸課題を抱える我が国は極めて危機的な状況にある。
- ・ 持続的な社会を実現するためには、社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、それぞれの現場で行動することが求められる。このためには、「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなどの日本の「強み」を踏まえて、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められており、そのためには、多様性を基調とする「自立、協働、創造」の三つがキーワードとなる。
- ・ 教育こそが、社会全体の発展を実現する基盤であり、特に少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが、危機を回避させるものである。
- ・ 教育行政としては、教育の再生を図り、何より責任を持って教育成果の保障を図っていくことが求められ、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の要請」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置づけ、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

### ○ 計画の体系

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
<b>I 4つの基本的方向性に基づく方策</b>			
<b>1 社会を生き抜く力の養成</b> ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～ →「教育成果の保証」に向けた条件整備	<b>1 「生きる力」の確実な育成</b> 変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身につけさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。 (確かな学力) 世界トップの学力水準を目指す。 (豊かな心) 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境とのかかわり、自らを律しつつ、共に生き	<b>1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）</li> <li>・ ICTの活用等による新たな学びの推進</li> <li>・ 高等学校教育の改善・充実 など</li> </ul>
		<b>2 豊かな心の育成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育の推進</li> <li>・ 人権教育等の推進</li> <li>・ 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実</li> <li>・ いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底</li> <li>・ 学校における体験活動及び読書活動の充実</li> <li>・ 伝統・文化等に関する教育の推進</li> <li>・ 青少年を有害情報から守るための取組の推進 など</li> </ul>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
	<p>る力、主体的に判断し、適切に行動する力などをもつ子どもを育てる。 (健やかな体)</p> <p>今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。</p>	<p>3 健やかな体の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健、学校給食、食育の充実</li> <li>学校や地域における子どものスポーツ機会の充実</li> <li>学校における体験活動の充実</li> <li>主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実 など</li> </ul>
		<p>4 教員の資質能力の総合的な向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学び続ける教員を支援する仕組みの構築 ～養成・採用・研修の一体的な改革～</li> <li>教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用</li> <li>教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化</li> <li>適切な人事管理の実施の促進 など</li> </ul>
		<p>5 幼児教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育の質の向上</li> <li>質の高い幼児教育・保育の総合的提供等</li> </ul>
		<p>6 特別なニーズに対応した教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な就学手続きの実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等</li> <li>発達障害のある子どもへの支援の充実</li> <li>特別支援学校の専門性の一層の強化</li> <li>海外で学ぶ子どもたちや帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する教育の充実</li> </ul>
		<p>7 各学校段階における検証改善サイクルの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等</li> </ul>
	<p><b>2 課題探究能力の習得</b></p> <p>知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身につけられるよう、学生の主体的な学びを確立する。</p> <p>このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換を図る。</p>	<p>8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換</p>	<p>(省略)</p>
		<p>9 大学教育の質の保証</p>	<p>(省略)</p>
		<p>10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</li> <li>高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換</li> </ul>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
	<p><b>3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得</b></p> <p>社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。</p> <p>このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。</p>	<p>11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進</li> <li>様々な体験活動及び読書活動の推進</li> </ul>
	<p><b>4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等</b></p> <p>社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を生涯を通じて身に付けられるようにする。</p> <p>このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。</p>	<p>13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人材の育成の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進</li> <li>学校横断的な職業教育の推進</li> <li>各学校段階における職業教育の取組の推進</li> <li>社会への接続支援</li> <li>社会人の学び直しの機会の充実</li> </ul>
<p><b>2 未来への飛躍を実現する人材の養成</b></p> <p>～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～</p> <p>→創造性やチャレンジ精神、リー</p>	<p><b>5 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成</b></p> <p>「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、と</p>	<p>14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進</li> <li>理系人材の養成</li> <li>スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成</li> </ul>
		<p>15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進</p>	<p>(省略)</p>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
<p>ダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成</p>	<p>りわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。 これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学生数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを旨とする。</p>	<p>16 外国語教育、双方向の留学生交流、国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語をはじめとする外国語教育の強化</li> <li>高校生・大学生・専修学校生等の留学生交流・国際交流の推進</li> <li>高校・大学等の国際化のための取組への支援など</li> </ul>
<p><b>3 学びのセーフティネットの構築</b></p> <p>～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～</p> <p>→教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保</p>	<p><b>6 意欲ある全ての者への学習機会の確保</b></p> <p>様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。 これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。</p>	<p>17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に係る教育費負担軽減</li> <li>義務教育に係る教育費負担軽減</li> <li>高等学校段階に係る教育費負担軽減</li> <li>東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援など</li> </ul>
		<p>18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援</li> <li>「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等</li> <li>東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア</li> <li>生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実</li> <li>いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底</li> </ul>
	<p><b>7 安全・安心な教育研究環境の確保</b></p> <p>子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。</p>	<p>19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心な学校施設</li> <li>学校安全の推進</li> </ul>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
<p><b>4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成</b></p> <p>～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～</p> <p>→学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備</p>	<p><b>8 互助・共助の活力あるコミュニティの形成</b></p> <p>個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助の活力あるコミュニティを形成する。</p> <p>特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。</p>	<p><b>20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取組の推進</li> <li>・ 地域とともにある学校づくりの推進</li> <li>・ 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進</li> <li>・ 地域における学び直しに向けた学習機能の強化</li> </ul>
		<p><b>21 地域社会の核となる高等教育機関（COC構想）の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COC(Center of Community 地域コミュニティの中核的存在としての大学等)構想を推進する高等教育機関への支援</li> </ul>
		<p><b>22 豊かなつながりの中での家庭教育支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティの協働による家庭教育支援の推進</li> <li>・ 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進</li> </ul>
<b>II 4つの基本的方向性を支える環境整備</b>			
		<p><b>23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立</li> <li>・ 地域とともにある学校づくりの推進</li> </ul>
		<p><b>24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級規模及び教職員配置の適正化</li> </ul>
		<p><b>25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好で質の高い学校施設の整備</li> <li>・ 教材等の教育環境の充実</li> </ul>
		<p><b>26 大学におけるガバナンスの機能強化</b></p>	<p>(省略)</p>
		<p><b>27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進</b></p>	<p>(省略)</p>
		<p><b>28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</b></p>	<p>(省略)</p>
		<p><b>29 私立学校の振興</b></p>	<p>(省略)</p>
		<p><b>30 社会教育推進体制の強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育推進体制の強化</li> </ul>

## 東大阪市教育行政の大綱（構成案）

### 1 大綱策定の目的

目的、背景（法的根拠）、策定体制、教育振興基本計画との関係等について記述

### 2 東大阪市の教育行政の重点目標

※5点前後に絞って設定

※それぞれの項目に関する現状と課題を記載

※それぞれ主な取り組みと成果目標を記載

### 3 大綱に基づく教育行政の推進体制

大綱を踏まえたアクションプランである教育振興基本計画を策定し、それに基づく具体的取り組みを進めることを記載

市長部局の役割について記載

評価、見直しの仕組みを記載

